

川崎市 病児・病後児保育事業

お子さんを保育施設などに入所させているものの、お子さんが病気の回復期に至らない、又は回復期にあり、通常の保育施設での保育が困難な時に、ご利用いただく制度です。

(1) 対象児童

川崎市（または、本市と協定を締結した市区町村）内に在住し、生後5か月から小学校就学前までの方で、認可保育所、地域型保育事業、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設等を利用している児童

※認可保育所の一時保育を利用している方、認定こども園・幼稚園の預かり保育を利用している方も含まれます。

(2) 開所日及び保育時間

月曜日～金曜日 8:00～18:00（土曜、日曜、祝日、年末年始はお休みです。）

(3) 1日あたりの利用料金(昼食・おやつ代含む)

世帯区分	被保護世帯	市民税非課税世帯	児童扶養手当受給世帯	その他世帯
利用料	0円	600円	600円	2,500円
給食費	400円	400円	400円	400円
合計	400円	1,000円	1,000円	2,900円

※幼児教育・保育の無償化により、利用するお子さんが保育の必要性の認定を受けている場合には、3～5歳児は月額37,000円、住民税非課税世帯の0～2歳児は月額42,000円を上限に保育料補助が受けられます。

※認可保育所、地域型保育事業、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業（標準的な預かり）を利用されている場合は、病児・病後児保育は無償化の対象外です。

※減免は、川崎市在住の生活保護世帯、市民税非課税世帯、児童扶養手当受給世帯が対象です。

(4) 利用方法

原則、利用にあたり、各施設において、事前の利用登録を行う必要があります。

お子さんが病気等で利用が必要となった場合は、各施設へ電話等で予約をし、かかりつけの医師が記載した「主治医指示書」及び領収書等（請求書、診療報酬明細書等でも可）をご持参ください。

また、予約後の病状回復等により、キャンセルする場合はできるかぎり速やかにお願います。

※「主治医指示書」が、医療機関に無い場合は、当該医療機関あてに送りますので、各施設にご相談ください。また、市HPにも掲載しています。

※本市と協定を締結した市区町村に住居登録がある方は、川崎市の主治医指示書を印刷しご利用ください。

（他の市区町村の主治医指示書は、ご利用になれません。）

※お子さんの病名・症状によっては、お預かりできない場合や隔離室で保育する場合がありますので予約の際に病状等を説明してください。

(5) 病児・病後児施設一覧（令和6年1月現在）

施設名	所在地	電話番号	利用定員(※)	病児/病後児
エンゼル川崎	川崎区藤崎1-1-3	201-6937	12人（隔離室2室）	病児
エンゼル幸	幸区柳町55-3	555-6741	8人（隔離室1室）	病後児
エンゼル中原	中原区新城3-5-1	872-9137	12人（隔離室2室）	病児
エンゼル高津	高津区二子5-1-5	833-8872	12人（隔離室2室）	病後児
エンゼル宮前	宮前区土橋7-25-15	789-9117	12人（隔離室2室）	病児
エンゼル多摩	多摩区中野島3-15-10	922-8724	12人（隔離室2室）	病後児
エンゼル麻生	麻生区栗木台1-2-5	455-5473	12人（隔離室2室）	病児

※「利用定員」の（ ）内は、感染症児のための隔離室の部屋数です。詳細は、各施設へお問い合わせください。

※令和5年1月から町田市と、令和5年4月からは横浜市と相互利用協定を締結したため、川崎市民の方が町田市内及び横浜市内の病児・病後児施設を利用することが可能になりました。詳細は、川崎のHPをご確認ください。

病児保育 HP



病後児保育 HP

